

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年9月29日 09時00分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市粟田漁港北東方沖 阿波瀬戸港北泊外防波堤灯台から真方位329° 1,475m付近 (概位 北緯34° 15.0′ 東経134° 34.8′)
事故の概要	漁船蛭子丸は、北西進中、また、漁船住吉丸は、船首を南西方に向けて漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年1月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 蛭子丸、6.2トン TO2-2746（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 住吉丸、6.2トン TO2-2773（漁船登録番号）、株式会社住吉水産
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部に破口を伴う凹損 B 左舷中央部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、粟田漁港北東方沖を約4ノットの対地速力で北西進中、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。 船長Aは、えい網中、A船の船首方にいたB船が先に揚網作業を終えたことを視認していたので、B船が次のえい網に入り、A船の船首方から別の方向に移動したと考え、揚網を終えて船尾部での漁獲物の選別作業（以下「本件作業」という。）に意識が向き、B船が船首方で漂流していることに気付かなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南西方に向けて漂流しながら作業中、A船の接近に気付かず、A船と衝突した。
分析	A船は、北西進中、船長Aが、船首方を先行していたB船が先に揚網作業を終えて次の操業に入り、A船の船首方から別の方向に移動したと考え、船尾部で本件作業に意識が向いていたことから、B船が前路で漂流していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船首を南西方に向けて漂流中、A船の接近に気付かず、A

	船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、A船が北西進中、B船が船首を南西方に向けて漂泊中、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、航行中に漁獲物の選別作業を行わず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li><li>・ 船長は、作業中であっても、航行中の他船が自船を避けてくれると思わず、常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>